

車両系建設機械（整地）運転技能講習受講報告

フィールド科学系部門 生物生産技術班

近松 一朗

1. はじめに（目的等）

西条ステーションではホイール式トラクター・ショベルやドラグ・ショベルを保有し、業務で使用している。労働安全衛生関係法令においては、機体質量が3トン以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用の車両系建設機械の運転・業務は、法定の技能講習を修了した者でなければ就くことができないため、車両系建設機械(整地)運転技能講習を受講する。

2. 期間・場所

期間：令和3年11月7日（日）～13日（土）

場所：テクノ自動車学校 広島県安芸郡熊野町 5640-1

3. 参加者等

8名

4. 研修内容

○学科講習

- ・作業に関する装置の構造、取り扱い及び作業の方法に関する知識 5時間
- ・運転に必要な一般的事項に関する知識 3時間
- ・関係法令 1時間

○実技講習

- ・作業装置の操作 5時間

5. まとめと感想

実技講習では西条ステーションのドラグシャベルよりも大型なドラグシャベルでの実技講習が行われた。目線が高く、見渡しは良く感じたが、掘削範囲に死角が多くあり、日が暮れてからの電気を点けての作業ではさらに死角が拡大する事を実感した。そのため、ドラグシャベル使用時には誘導者を配置し安全を確保する必要を強く感じた。

学科講習では運転に必要な一般的な知識の講習時間で、他の職場で目撃したことの有る、ドラグシャベルでの杭打ちは機械の故障に繋がるため、禁止すべき使用方法で有る事を知った。また過去にやった覚えの有る、乗車席以外での他者乗車での事故事例の紹介が有り、今後はやらないと心に誓った。

今回の講習を今後の業務に活かし、事故の無い職場環境を目指して行きたい。